

令和 8 年 10 月 1 日

税理士法人 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

医療費控除について 医療費は人別、支払先別に整理しておきましょう！**1. 医療費控除の内容**

その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるときは、その医療費の額を基に計算される金額の所得控除を受けることができます。これを医療費控除といいます。

2. 控除を受ける手続き

医療費控除に関する事項その他の必要事項を記載等した確定申告書を所轄税務署に提出します。

3. 医療費控除の明細書の記載方法**①医療費通知に記載された事項**

※1 医療費通知とは、医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。（例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者の氏名 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称 ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

※2 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の為に支払った医療費に関する医療費通知に限ります。

- (1) 「医療費通知に記載された医療費の額（自己負担額）」：自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。
- (2) 「(1) のうちその年中に実際に支払った医療費の額」：(1) の医療費のうち、その年中（1 月 1 日から 12 月 31 日までの間）に実際に支払った医療費の合計額を記入します。
- (3) 「(2) のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補填される金額」：生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定に基づき受けとった保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。

②上記以外の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。

- (1) 「医療費を受けた方の氏名」：医療費を受けた方の氏名を記入します。
- (2) 「病院・薬局などの支払先の名称」：診療を受けた病院や衣料品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。
- (3) 「医療費の区分」：医療費の内容として該当するものをすべてチェックします。
- (4) 「支払った医療費の額」：医療費控除の対象となる金額を記入します。
- (5) 「(4) のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補填される金額」：上記 1 (3) と同様

医療費は 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に支払った領収書を、医療を受けた人別、病院・薬局などの支払先別に整理しておきましょう。